

## 第436回小野市議会臨時会提出議案の概要について

議案第24号	専決処分の承認を求めることについて（小野市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
<p>地方税法等の一部改正（R3.3.31公布）に伴い、規定内容等を整理するもの。 [令和4年4月1日施行]</p> <p>【主な改正内容】</p> <p><b>固定資産税及び都市計画税の負担調整措置</b></p> <p>負担水準が60%未満の商業地等について、負担調整措置として前年度課税標準額に今年度評価額の5%の加算を限度額としているところ、さらに負担軽減するため2.5%の加算を限度額とするもの。</p> <p><b>固定資産課税台帳の閲覧、証明書発行における措置</b></p> <p>固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の発行の際、DV被害者等の住所が記載されている場合に、削除等の措置ができるようにするもの。</p>	

議案第25号	専決処分の承認を求めることについて（小野市介護保険条例及び小野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方に対する保険料の減免措置について、令和5年3月31日まで1年間延長しようとするもの。 [令和4年4月1日施行]</p>	

議案第26号	専決処分の承認を求めることについて（小野市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
<p>令和4年度税制改正に伴い、地域再生法に基づき整備計画の認定を受けて本社機能の移転・拡充を行った企業に対し、固定資産税を3年間不均一課税（1.4%を10分の1にするもの）とする適用期間を2年間延長しようとするもの。 [施行日：令和4年4月1日]</p>	

議案第27号	一般職の職員の給与に関する条例及び小野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>給与法の改正に伴い、一般職の職員の期末手当について、0.15月分引き下げようとするもの。また、令和3年度引き下げ相当分(0.15月分)を令和4年6月に調整しようとするもの。 [公布の日から施行]</p>	

議案第28号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>特別職の職員で常勤のもの期末手当及び議会の議員の期末手当について、給与法の改正に伴う一般職の職員の給与改定に準じて改正しようとするもの。 [公布の日から施行]</p>	